鳥取県公報

令和７年３月31日（月）
号外第３７号

毎週火・金曜日発行

目　　　　　次

◇　人委規則

在宅勤務等手当の支給に関する規則（８）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（９）（任用課）・・・３
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（11）（給与課）・・・・・・・６
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（12）（〃）・・７
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（13）（〃）・・・・・・・・・・・38
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（14）（〃）・・・・・・・・52
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・・53
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（16）（〃）・・・・・・・・・・55
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（17）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18）（〃）・・・・・・・・59
特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則（19）（〃）・・・・・・69
住居手当に関する規則の一部を改正する規則（20）（〃）・・・・・・・・・・・・・・74
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（21）（〃）・・・・・・・76
単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（22）・・・・・・・・・・・・79
管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（23）（〃）・・・・・85
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（24）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
地域手当に関する規則の一部を改正する規則（25）（〃）・・・・・・・・・・・・・・96

人事委員会規則

在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第８号

在宅勤務等手当の支給に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「給与条例」という。）第10条の３の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（在宅勤務等の場所）

第２条　給与条例第10条の３第１項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

（１）　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は２親等内の親族の住居

（２）　宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）

（３）　前２号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第３条　給与条例第10条の３第１項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

（１）　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第35号）第10条の２第１項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第36号）第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間又は給与条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

（２）　休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

（確認）

第４条　任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第10条の３第１項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

２　任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第５条　在宅勤務等手当は、月の１日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日（職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第３号）第２条第１項に規定する支給期日をいう。以下同じ。）までに支給する。ただし、給与条例第10条の３第１項に規定する勤務をした日数の報告が遅れる場合等で給料の支給期日までに支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。

２　前項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関しては、給料の支給方法に関する規定を準用する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第９号

任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	（特定任期付職員業績手当） 第４条　条例第７条第５項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第２項から第４項までの規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 第５条　特定任期付職員業績手当は、12月１日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該特定任期付業績手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業績に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第４号）第11条の規定による期末手当の支給日に支給することができるものとする。
（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例） 第４条　略 （一般任期付職員の給料月額の決定等の特例） 第５条　略 （雑則） 第６条　略	（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例） 第６条　略 （一般任期付職員の給料月額の決定等の特例） 第７条　略 （雑則） 第８条　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第10号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（委員の除斥） 第３条　次の各号のいずれかに該当する委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。 （１）　条例第19条第４項、第20条第５項、第21条第３項又は第22条第８項において準用する鳥取県行政手続条例（平成６年鳥取県条例第34号。以下この条において「準用行政手続条例」という。）第15条第１項の規定による通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。） （２）～（７）　略	（委員の除斥） 第３条　次の各号のいずれかに該当する委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。 （１）　条例第19条第４項、第20条第５項、第21条第３項又は第22条第８項において準用する鳥取県行政手続条例（平成６年鳥取県条例第34号。以下この条において「準用行政手続条例」という。）第15条第１項の規定による通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。） （２）～（７）　略
（意見陳述の機会の通知の方式） 第６条　略 ２　略 ３　人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。	（意見陳述の機会の通知の方式） 第６条　略 ２　略 ３　人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を人事委員会の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
４　前項の公示の方法による通知は、当事者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を人事委員会が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を人事委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を	

とることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
（意見陳述の機会の期日等の変更） 第７条　人事委員会が前条第１項の通知をした場合（同条第３項及び第４項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 ２・３　略	（意見陳述の機会の期日等の変更） 第７条　人事委員会が前条第１項の通知をした場合（同条第３項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 ２・３　略
（代理人） 第８条　第６条第１項の通知を受けた当事者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）は、代理人を選任することができる。 ２～４　略	（代理人） 第８条　第６条第１項の通知を受けた当事者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）は、代理人を選任することができる。 ２～４　略
（続行期日の指定） 第19条　略 ２　略 ３　第６条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。	（続行期日の指定） 第19条　略 ２　略 ３　第６条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年鳥取県条例第21号）第２条の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第６条第３項及び第４項（これらの規定を同規則において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第11号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （施行期日） １　略 （令和６年改正条例附則第８項の人事委員会規則で定める職員） ２　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年鳥取県条例第47号）附則第８項に規定する人事委員会規則で定める職員は、給料表の適用を受ける職員のうち第７条の３に規定する職員及び第７条の４各号に掲げる職員以外の職員をいう。	附　則 １　略 ２　扶養親族届（様式第１号）、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿（様式第２号）は、これに相当する従前の様式のものを保有している間これを使用することができる。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　　本　　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第１条　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（経験年数を有する者の号給の調整） 第５条　新たに職員となった者（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの又は第12条の３に規定する職員となった者を除く。）のうち経験年数を有する者の号給は、第３条の２第１項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、３）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）・（２）　略 ２・３　略	（経験年数を有する者の号給の調整） 第５条　新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、第３条の２第１項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給）の号数に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの又は第12条に規定する職員（以下「特定職員」という。）であるときは、３）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会が定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で人事委員会が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）・（２）　略 ２・３　略
（初任層職員） 第12条の２　略	（初任層職員） 第12条の２　略
（行政職給料表の８級以上の職員に相当する職員） 第12条の３　給与条例第４条第７項第２号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で行政職給料表の職務の級が８級以上の職員に相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級である職員とする。 （１）　公安職給料表　９級 （２）　研究職給料表　５級 （３）　医療職給料表（１）　４級	

別表第３の４（第２条の４関係）

教育職給料表（１）級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許	１級		２級		特２級		３級	４級
略									
主幹教諭及び指導教諭	大学卒					12	12		
	短大卒					15	15		
略									

備考　略

別表第３の５（第２条の４関係）

教育職給料表（２）級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許	１級		２級		特２級		３級	４級
略									
主幹教諭及び指導教諭	大学卒					9	9		
	短大卒					12	12		
略									

備考　略

別表第12（第３条の２関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、機関士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士	略	
	短大卒	１級21号給
	高校卒	１級11号給
甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員	大学卒	１級29号給
	短大卒	１級19号給
	高校卒	１級９号給

別表第14（第12条の２関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
略			
海事職給料表	１級	74号給	略
	略		

別表第３の４（第２条の４関係）

教育職給料表（１）級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許	１級		２級		特２級		３級	４級
略									
主幹教諭	大学卒					12	12		
	短大卒					15	15		
略									

備考　略

別表第３の５（第２条の４関係）

教育職給料表（２）級別資格基準表

職種	職務の級／学歴免許	１級		２級		特２級		３級	４級
略									
主幹教諭	大学卒					9	9		
	短大卒					12	12		
略									

備考　略

別表第12（第３条の２関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、機関士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士	略	
	短大卒	１級29号給
	高校卒	１級19号給
甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員	大学卒	１級37号給
	短大卒	１級27号給
	高校卒	１級17号給

別表第14（第12条の２関係）

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
略			
海事職給料表	１級	82号給	略
	略		

改正後	改正前
別表第15（第12条の２、第13条関係） 昇給号給数表	別表第15（第12条の２、第13条関係） 昇給号給数表

（改正後）

昇級区分／職員の区分	A	B	C	D	E
略					
昇給抑制職員	２以上	1	0	0	0
行政職給料表８級以上の職員等	2	1	0	0	0

備考

1　「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇級抑制職員及び行政職給料表８級以上の職員等以外の職員をいう。

２・３　略

4　「行政職給料表８級以上の職員等」とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの又は第12条の３に規定する職員をいう。

（改正前）

昇級区分／職員の区分	A	B	C	D	E
略					
昇給抑制職員	２以上	1	0	0	0

備考

1　「一般特定職員」とは、特定職員のうち昇級抑制職員以外の職員をいう。

２・３　略

第２条　職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第13を次のように改める。

別表第13（第８条の４関係）

昇格時号給対応表

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	

18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13		
39	7	19	19	31	27	13		
40	8	20	20	32	28	13		
41	9	21	21	33	29	14		
42	10	22	22	34	29	14		
43	11	23	23	35	30	14		
44	12	24	24	36	30	14		
45	13	25	25	37	31	15		
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		

62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39			
71	29	44	41	60	39			
72	30	44	42	60	39			
73	30	45	42	61	39			
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					

106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52	50					
111		52	50					
112		52	51					
113		52	51					
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ　公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4

22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	
43	35	31	23	15	35	31	26	
44	36	32	24	16	36	32	26	
45	37	33	25	17	37	33	27	
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	

66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41		
71	63	59	50	40	61	41		
72	64	60	50	40	62	41		
73	65	61	51	41	63	41		
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46		41		
79	70	67	55	47		41		
80	70	68	56	48		42		
81	71	69	57	49		42		
82	71	70	58	49		42		
83	72	71	59	50		43		
84	72	72	60	50		43		
85	73	73	61	51		43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				

110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109	97					
143		110	98					
144		110	99					
145		111	100					

ウ　教育職給料表（１）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２　級	特２級	３　級	４　級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	1	1	1
39	19	1	1	1
40	20	1	1	1
41	21	1	1	1
42	22	1	1	2
43	23	2	1	3
44	24	3	1	4
45	25	4	1	5
46	25	5	1	6
47	26	6	1	7
48	26	7	1	8
49	27	8	1	9

50	27	９	1	９
51	28	10	1	10
52	28	11	1	10
53	29	12	1	11
54	29	13	1	11
55	30	14	1	12
56	30	14	1	12
57	31	15	1	13
58	31	16	1	13
59	32	17	1	14
60	32	18	1	14
61	33	19	1	15
62	33	20	1	15
63	34	21	1	16
64	34	22	1	16
65	35	23	1	17
66	35	24	1	17
67	36	25	1	17
68	36	26	1	18
69	37	27	1	18
70	37	28	1	18
71	38	29	1	19
72	38	30	1	19
73	39	31	1	19
74	39	32	２	
75	40	33	３	
76	40	34	４	
77	41	35	５	
78	41	36	６	
79	42	37	７	
80	42	38	８	
81	43	39	９	
82	43	40	10	
83	44	41	11	
84	44	42	12	
85	45	43	13	
86	45	44	14	
87	46	45	15	
88	46	46	16	
89	47	47	17	
90	47	47	18	
91	48	48	19	
92	48	49	20	
93	49	50	21	

94	49	51	22	
95	50	52	23	
96	50	52	24	
97	51	53	25	
98	51	54	26	
99	52	55	27	
100	52	56	28	
101	53	57	29	
102	53	57	30	
103	54	58	31	
104	54	58	32	
105	55	59	33	
106	55	60	34	
107	56	61	35	
108	56	62	36	
109	57	62	37	
110	57	63	37	
111	57	64	38	
112	57	64	38	
113	58	65	39	
114	58	65	39	
115	58	66	40	
116	58	66	40	
117	59	66	41	
118	59	67	41	
119	59	67	41	
120	59	67	41	
121	60	68	41	
122	60	68	41	
123	60	68	41	
124	60	68	41	
125	61	68	41	
126	61	69	41	
127	61	69	41	
128	61	69	41	
129	61	69	42	
130	61	69	42	
131	62	70	42	
132	62	70	42	
133	62	70	42	
134	62	70	42	
135	62	70	42	
136	62	71	42	
137	63	71	42	

138	63			
139	63			
140	63			
141	63			
142	63			
143	64			
144	64			
145	64			
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

備考　この表の昇格後の号給の３級欄に定める号給は、職務の級２級から３級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特２級から３級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

エ　教育職給料表(２)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２　級	特２級	３　級	４　級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1

24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	1	1	1
51	40	1	1	1
52	40	1	1	1
53	41	1	1	1
54	41	1	1	1
55	42	1	1	1
56	42	2	1	1
57	43	3	1	1
58	43	4	1	1
59	44	5	1	1
60	44	6	1	1
61	45	7	1	1
62	45	8	1	2
63	46	9	1	3
64	46	10	1	4
65	47	11	1	4
66	47	12	2	4
67	48	13	3	4

68	48	14	4	4
69	49	15	5	5
70	49	16	6	5
71	50	17	7	5
72	50	18	8	5
73	51	19	9	5
74	51	20	10	6
75	52	21	11	6
76	52	22	12	6
77	53	23	13	6
78	53	24	14	6
79	53	25	15	7
80	54	26	16	7
81	54	27	17	7
82	54	28	18	7
83	55	29	19	7
84	55	30	20	8
85	55	31	21	8
86	56	32	22	8
87	56	33	23	8
88	56	34	24	8
89	57	35	25	9
90	57	36	26	9
91	58	37	27	9
92	58	38	28	9
93	59	39	29	9
94	59	40	30	
95	60	41	31	
96	60	42	32	
97	61	43	33	
98	61	44	34	
99	61	44	35	
100	61	45	36	
101	62	46	37	
102	62	47	38	
103	62	47	39	
104	62	48	40	
105	63	49	41	
106	63	49	42	
107	63	50	43	
108	63	51	44	
109	64	52	45	
110	64	53	46	
111	64	54	47	

112	64	55	48	
113	65	55	49	
114	65	56	50	
115	65	57	51	
116	65	58	52	
117	66	58	53	
118	66	59	54	
119	66	60	55	
120	66	60	56	
121	67	61	57	
122	67	62	57	
123	67	62	58	
124	67	63	58	
125	68	64	59	
126		64	59	
127		65	60	
128		65	60	
129		66	61	
130		67	61	
131		67	61	
132		68	61	
133		68	61	
134		68	61	
135		69	61	
136		69	61	
137		69	61	
138		69	62	
139		70	62	
140		70	62	
141		71	62	
142		71	62	
143		71	62	
144		72	62	
145		72	62	
146		72	62	
147		73	63	
148		73	63	
149		73	63	

備考　この表の昇格後の号給の３級欄に定める号給は、職務の級２級から３級へ昇格させた場合の号給であり、職務の級特２級から３級へ昇格させた場合の号給は、人事委員会が別に定める。

オ　研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6

46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	22	7
51	23	10	23	7
52	24	11	23	7
53	25	11	23	7
54	25	12	24	7
55	26	13	25	7
56	26	14	26	7
57	27	15	26	7
58	27	16	26	7
59	28	17	26	7
60	28	17	27	7
61	29	18	27	7
62	29	19	27	7
63	29	20	28	7
64	30	21	28	7
65	30	22	28	7
66	30	23	29	
67	31	24	29	
68	31	24	29	
69	31	25	30	
70	32	25	30	
71	32	25	30	
72	32	26	31	
73	33	26	31	
74	33	26	31	
75	34	27	31	
76	34	27	31	
77	35	27	31	
78	35	28	31	
79	36	28	31	
80	36	28	31	
81	37	29	31	
82	37	29	31	
83	38	29	32	
84	38	30	32	
85	39	30	32	
86	39	30	33	
87	40	31	33	
88	40	31	33	
89	41	31	34	

90	41	32	34	
91	42	32	34	
92	42	32	35	
93	43	33	35	
94	43	33		
95	44	33		
96	44	33		
97	45	34		
98	46	34		
99	47	34		
100	48	34		
101	49	35		
102	50	35		
103	50	35		
104	51	35		
105	51	35		
106	51	35		
107	51	35		
108	52	35		
109	52	35		
110	52	35		
111	52	35		
112	52	36		
113	52	36		
114	53	36		
115	53	36		
116	53	36		
117	53	36		
118	53	36		
119	54	36		
120	54	36		
121	54	36		
122	55			
123	55			
124	55			
125	55			
126	56			
127	56			
128	56			
129	57			
130	57			
131	57			
132	57			
133	58			

134	58			
135	58			
136	58			
137	59			
138	59			
139	59			
140	59			
141	59			
142	59			
143	60			
144	60			
145	60			
146	60			
147	60			
148	60			
149	61			
150	61			
151	61			
152	61			

カ　医療職給料表（１）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1

23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	

67		32	
68		32	
69		32	
70		32	
71		33	
72		33	
73		33	

キ　医療職給料表（２）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9

35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		

79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70	43		
103		59	70	43		
104		59	70	43		
105		59	70	43		
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			
110			71			
111			71			
112			71			
113			71			
114			71			
115			71			
116			71			
117			71			
118			72			
119			72			
120			73			
121			74			

ク　医療職給料表（３）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20

43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		

87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82	94			
123	83	82	95			
124	84	82	96			
125	84	83	97			
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				

131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92	90				
155	92	90				
156	92	91				
157	93	91				

ケ　海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇　格　後　の　号　給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1

15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3
20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	1	1	2	6
23	1	1	3	7
24	1	1	4	8
25	1	1	5	9
26	1	2	6	10
27	1	3	7	11
28	1	4	8	12
29	1	5	9	13
30	2	6	9	14
31	3	7	10	15
32	4	8	10	16
33	5	9	11	17
34	6	10	11	18
35	7	11	12	19
36	8	12	12	20
37	9	13	13	21
38	10	13	13	22
39	11	14	14	23
40	12	14	14	24
41	13	15	15	25
42	14	15	15	25
43	15	16	16	25
44	16	16	16	25
45	17	17	17	26
46	18	17	18	26
47	19	18	19	26
48	20	18	20	26
49	21	19	21	27
50	21	19	21	27
51	22	20	22	27
52	22	20	22	27
53	23	21	23	28
54	23	21	23	28
55	24	21	24	28
56	24	22	24	28
57	25	22	25	29
58	25	22	25	29

59	26	23	25	30
60	26	23	25	30
61	27	23	26	31
62	27	24	26	31
63	28	24	26	32
64	28	24	26	32
65	29	25	27	32
66	30	25	27	32
67	31	26	27	32
68	32	26	27	33
69	33	27	28	33
70	34	27	28	33
71	35	28	28	33
72	36	28	28	33
73	37	29	29	34
74	38	29	29	34
75	39	29	29	34
76	40	30	29	34
77	41	30	30	34
78	41	30	30	35
79	42	31	30	35
80	42	31	30	35
81	43	31	30	36
82	43	32	30	
83	44	32	31	
84	44	32	31	
85	45	33	31	
86	46	33	31	
87	47	33	31	
88	48	33	31	
89	49	34	32	
90	49	34	32	
91	49	34	32	
92	49	34	32	
93	50	35	32	
94	50	35	32	
95	50	35	33	
96	50	35	33	
97	51	35	33	
98	51	35		
99	51	35		
100	51	35		
101	52	36		
102	52	36		

103	52	36		
104	52	36		
105	53	36		
106	53	36		
107	53	36		
108	54	36		
109	54	37		
110	54	37		
111	55	38		
112	55	38		
113	55	39		
114	56			
115	56			
116	56			
117	57			
118	57			
119	58			
120	58			
121	59			
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（届出） 第３条　職員は、新たに給与条例第10条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 （１）　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合 （２）　第９条の８第１項第２号又は第３号の職員たる要件を欠くに至った場合	（届出） 第３条　職員は、新たに給与条例第10条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
（支給単位期間） 第５条の３　略 ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の２第１項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第１号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（給与条例第10条第２項第１号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）を定めることができる。 （１）　略 （２）　次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。 ア～ケ　略 コ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派	（支給単位期間） 第５条の３　略 ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の２第１項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第１号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（給与条例第10条第２項第１号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）を定めることができる。 （１）　略 （２）　次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。 ア～ケ　略 コ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派

遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第１項の規定による退職し引き続いての公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人への在職（以下「退職派遣」という。）をすること。	遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第１項の規定による退職し引き続いての公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）への在職（以下「退職派遣」という。）をすること。
（３）～（５）　略	（３）～（５）　略
第８条　給与条例第10条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	第８条　給与条例第10条第２項第１号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
（１）　略	（１）　略
（２）　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額	（２）　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、１月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額
ア　交替制勤務に従事する職員等　回数乗車券等の１月当たりの平均通勤所要回数分の運賃等の額	
イ　給与条例第10条の３の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員　回数乗車券等の人事委員会が別に定める回数分の運賃等の額	
ウ　その他の職員　回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額	
（３）　略	（３）　略
２　略	２　略
（併用者の区分及び支給額）	（併用者の区分及び支給額）
第９条　給与条例第10条第２項第４号に規定する同条第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第２項第４号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。	第９条　給与条例第10条第２項第４号に規定する同条第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第２項第４号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
（１）　給与条例第10条第１項第３号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなけれ	（１）　給与条例第10条第１項第３号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなけれ

ば通勤することが著しく困難である職員　同条第２項第１号及び第２号に定める額	ば通勤することが著しく困難である職員　同条第２項第１号及び第２号に定める額（同項第１号に規定する１月当たりの運賃等相当額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第２号に定める額の合計額が５万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
（２）　給与条例第10条第１項第３号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額。以下「１月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第２項第２号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第１号に定める額	（２）　給与条例第10条第１項第３号に掲げる職員のうち、１月当たりの運賃等相当額（２以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「１月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第２項第２号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第１号に定める額
（３）　略	（３）　略
（給与条例第10条第４項の人事委員会規則で定める職員） 第９条の４　略	（給与条例第10条第４項の人事委員会規則で定める職員） 第９条の４　略
２　給与条例第10条第４項第２号の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。 （１）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転により、通勤の実情に変更を生ずる職員 （２）　新たに給与条例の適用を受けることとなった職員	２　給与条例第10条第４項第２号の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。
（異動等の直前の住居に相当する住居） 第９条の５　給与条例第10条第４項第２号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。	（異動等の直前の住居に相当する住居） 第９条の５　給与条例第10条第４項第２号の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

（１）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（２）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　給与条例第10条第４項第２号に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄りインターチェンジと新最寄りインターチェンジとの間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（３）　前２号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準）

第９条の６　給与条例第10条第４項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分（特別急行列車を利用する場合にあっては、20分）以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

２　給与条例第10条第４項第１号の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車の利用により通勤時間が20分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

３　給与条例第10条第４項第２号及び第５項の人事委員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであることとする。

（特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第９条の６　特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車又は高速自動車国道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　第７条の規定は、特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

３　第８条（第１項第３号を除く。）の規定は、給与条例第10条第４項第１号に規定する特別料金等の額に相当する額及び同項第２号に規定する高速自動車国道等特別料金等に相当する額（第９条の13第４項においてこれらを「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第８条第１項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第１号及び第２号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、同項第２号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第２項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

（特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第９条の７　特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車又は高速自動車国道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　第７条の規定は、特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

３　第８条（第１項第３号を除く。）の規定は、給与条例第10条第４項第１号に規定する特別料金等の額の３分の２に相当する額及び同項第２号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の２分の１に相当する額の算出について準用する。この場合において、第８条第１項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第１号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「価額のそれぞれ３分の２又は２分の１に相当する額」と、同項第２号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額のそれぞれ３分の２又は２分の１に相当する」と、同条第２項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

（給与条例第10条第５項の人事委員会規則で定める法人）

第９条の８　給与条例第10条第５項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

（１）　国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２各号に掲げる法人

（２）　国家公務員退職手当法施行令第９条の４各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）

（３）　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人

（４）　職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第９条第５項第２号に規定する地方公社

（５）　特定法人

（給与条例の適用の直前の住居に相当する住居）

第９条の７　給与条例第10条第５項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

（１）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（２）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　給与条例第10条第５項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄りインターチェンジと新最寄りインターチェンジとの間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（３）　前２号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（６）　前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

（給与条例の適用の直前の住居に相当する住居）

第９条の９　給与条例第10条第５項の人事委員会規則で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

（権衡職員等の適用）

第９条の10　給与条例第10条第５項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤

	するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。
第９条の８　給与条例第10条第５項の同条第４項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。	第９条の11　給与条例第10条第５項の同条第４項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
	（１）　公益的法人等派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等派遣法第10条第１項の規定により採用される職員のうち給与条例第10条第１項第１号又は第３号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第９条の６第３項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）
（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの	（２）　配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第９条の６第３項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの

（２）　職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

（３）　職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

（４）　略

２　前項第１号において「特定住居」とは、同項第１号に規定する転居（以下この項において「最初の転居」という。）の日以後に転居する場合における当該最初の転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

（１）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（２）　通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　当該最初の転居の直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路

（３）　略

の起点となるインターチェンジ（イにおいて「旧最寄りインターチェンジ」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（イにおいて「新最寄りインターチェンジ」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ　アに掲げるもののほか、旧最寄りインターチェンジと新最寄りインターチェンジとの間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 （３）　前２号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの	
（特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準） 第９条の９　給与条例第10条第６項第２号アに規定する１月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、１月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 ２　給与条例第10条第６項第２号イに規定する１月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、１月当たりの平均通勤所要回数分）の特別料金等の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	（特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準） 第９条の12　給与条例第10条第６項第１号イに規定する１月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、１月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 ２　給与条例第10条第６項第２号に規定する１月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、１月当たりの平均通勤所要回数分）の特別料金等の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
（支給日等） 第９条の10　通勤手当は、支給単位期間（第４項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第10条の２第２項第２号及び第11条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第３号）第２条第１項に規定する支給期日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給するこ	（支給日等） 第９条の13　通勤手当は、支給単位期間（第４項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第３号）第２条第１項に規定する支給期日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

とができる。	
２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第５号）第１条第１項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たに給与条例の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。	２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
３　略	３　略
４　給与条例第10条第７項の人事委員会規則で定める通勤手当は、１月当たりの運賃等相当額等（第９条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第10条第２項第２号に定める額（第９条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（高速自動車国道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第10条の２第２項において「１月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第10条第７項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	４　給与条例第10条第７項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
	（１）　職員が２以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第10条第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１月当たりの運賃等相当額等が５万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
	（２）　職員が給与条例第10条第２項第１号及び第２号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が５万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
	（３）　職員が２以上の高速自動車国道等を利用するものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第10条第４項第２号に規定する１月当たりの特別料金等２分の１相当額（第10条の２第４項第１号において「１月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）の合計額が２万円を超えるとき

（返納の事由及び額等）
第10条の２　略
２　給与条例第10条第８項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　１月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は高速自動車国道等（同号の改定後に１月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

（２）　１月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合　15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）

における当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（返納の事由及び額等）
第10条の２　略
２　普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第８項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　１月当たりの運賃等相当額等（第９条第１号に掲げる職員にあっては、１月当たりの運賃等相当額及び給与条例第10条第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が５万5,000円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に１月当たりの運賃等相当額等が５万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

（２）　１月当たりの運賃等相当額等が５万5,000円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　５万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）

イ　第９条の13第４項第１号又は第２号に掲げる通勤手当を支給されている場合　５万5,000

円に事由発生月の翌月から同項第１号若しくは第２号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）

３　特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第８項の人事委員会規則で定める額は、第１項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の３分の２に相当する額とする。

４　高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第８項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　１月当たりの特別料金等２分の１相当額（２以上の高速自動車国道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「１月当たりの特別料金等２分の１相当額等」という。）が２万円以下であった場合　第１項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る高速自動車国道等（同号の改定後に１月当たりの特別料金等２分の１相当額等が２万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての高速自動車国道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の２分の１に相当する額（次号において「払戻金２分の１相当額」という。）

（２）　１月当たりの特別料金等２分の１相当額等が２万円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　２万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第１項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等につい

	ての払戻金２分の１相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０円） イ　第９条の13第４項第３号に掲げる通勤手当を支給されている場合　２万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金２分の１相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）
３　給与条例第10条第８項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。	５　給与条例第10条第８項の規定により職員に前３項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。
４　第２項の規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、第２項の規定にかかわらず、人事委員会が定める額をそれらの規定による額とする。	６　第２項から第４項までの規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、第２項から第４項までの規定にかかわらず、人事委員会が定める額をそれらの規定による額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年鳥取県条例第47号）第３条の規定による改正前の給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第10条第２項第１号に規定する１月当たりの運賃等相当額（改正前の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第９条第３号に掲げる職員に係るものを除き、２以上の普通交通機関等（改正前の規則第５条の３第１項に規定する普通交通機関等をいう。第１号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「改正前の１月当たりの運賃等相当額」という。）、改正前の給与条例第10条第１項第２号に規定する額（改正前の規則第９条第２号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第10条第４項第２号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額をその支給単位期間（同条第２項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（２以上の高速自動車国道等（同条第４項第２号に規定する高速自動車国道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第１号において「改正前の１月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第９条の13第１項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（１）　普通交通機関等及び改正前の給与条例第10条第１項第２号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の１月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が５万5,000円を超える場合の

ものに限る。）

（２）　改正前の給与条例第10条第４項第２号に規定する高速自動車国道等に係る通勤手当

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を１月とする通勤手当として支給する。

（１）　前項第１号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の１月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から５万5,000円を減じて得た額

（２）　前項第２号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の１月当たりの特別料金等相当額から当該１月当たりの特別料金等相当額の２分の１に相当する額（その額が２万円を超える場合にあっては、２万円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

4　改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第９条の４第２項の規定は、施行日前に新たに給与条例の適用を受ける職員となった者にも適用する。

5　改正後の規則第９条の７の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

6　改正後の規則第９条の８第１項第２号及び第３号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第14号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職の範囲）	（職の範囲）
第２条　条例第７条の３第１項第１号に規定する職は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。	第２条　条例第７条の３第１項第１号に規定する職は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　前２号に掲げる職以外の職で地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和７年鳥取県人事委員会規則第25号）による改正前の地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号。以下この項において「旧地域手当規則」という。）第３条の規定により地域手当の級地が１級地、２級地、３級地又は４級地とされていた地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの	（３）　前２号に掲げる職以外の職で条例第９条の２の規定による地域手当の級地が１級地、２級地、３級地又は４級地とされる地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの
（４）　旧地域手当規則の規定により地域手当の級地が４級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職	（４）　条例第９条の２の規定による地域手当の級地が４級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
（５）　旧地域手当規則の規定により地域手当の級地が１級地、２級地又は３級地とされていた地域に所在する公署に置かれる職	（５）　条例第９条の２の規定による地域手当の級地が１級地、２級地又は３級地とされる地域に所在する公署に置かれる職
２・３　略	２・３　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤勉手当の成績率） 第７条　一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の７第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号ア及びイ並びに第２号アに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合 ア　勤務成績が特に優秀な職員　100分の112以上100分の195以下（条例第16条の４第２項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の136以上100分の235以下） イ　勤務成績が優秀な職員　100分の104.5以上100分の112未満（特定幹部職員にあっては、	（勤勉手当の成績率） 第７条　一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の７第１項の職員が著しく少数であること等の事情により、第１号及び第２号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 （１）　勤務成績が特に優秀な職員　100分の112以上100分の195以下（条例第16条の４第２項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の136以上100分の235以下） （２）　勤務成績が優秀な職員　100分の104.5以上100分の112未満（特定幹部職員にあっては、100分の120以上100分の136未満） （３）　勤務成績が良好な職員　100分の96（特定幹部職員にあっては、100分の116） （４）　勤務成績が良好でない職員　100分の87.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の106.5以下）

100分の120以上100分の136未満） ウ　勤務成績が良好な職員　100分の96（特定幹部職員にあっては、100分の116） エ　勤務成績が良好でない職員　100分の87.5以下（特定幹部職員にあっては、100分の106.5以下） （２）　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める割合 ア　勤務成績が優秀な職員　100分の75.0以上100分の150.0以下 イ　勤務成績が良好な職員　100分の72.5 ウ　勤務成績が良好でない職員　100分の66.5以下	
２　前項の場合において、職員の成績率を同項第１号エ又は第２号ウに該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。	２　前項の場合において、職員の成績率を同項第４号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。
（勤勉手当に係る勤務期間） 第８条　略 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間並びに会計年度任用職員のこれに相当する期間を含む。）を除算する。 （１）～(10)　略 (11)　特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和７年鳥取県条例第１号）第３条第１項に規定する働き方支援休暇の付与を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間	（勤勉手当に係る勤務期間） 第８条　略 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間並びに会計年度任用職員のこれに相当する期間を含む。）を除算する。 （１）～(10)　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　　本　　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条、第３条関係）	別表（第２条、第３条関係）
機関／職員	機関／職員
略	略
知事の事務部局　本庁　統轄監　部長　本部長　所長　理事監　会計管理者　次長　局長　参事監　原子力安全対策監　文化振興監　経済産業振興監　課長　室長　副局長　校長　館長　副所長　副校長　副館長　参事　副本部長　官房長　副官房長　危機管理専門官　危機管理情報官　原子力モニタリング専門官　女性相談支援幹　課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）　総括主計員　係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。）　主計員　主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、	知事の事務部局　本庁　統轄監　部長　本部長　所長　理事監　美術館整備監　会計管理者　次長　局長　参事監　原子力安全対策監　文化振興監　経済産業振興監　課長（農業大学校の課長を除く。）　室長（衛生環境研究所の室長を除く。）　副局長　校長　館長　副所長　副校長　参事　副本部長　官房長　副官房長　危機管理専門官　危機管理情報官　原子力モニタリング専門官　副館長（美術館の副館長に限る。）　課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）　総括主計員　係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限

			人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）　医長				る。）　主計員　主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）　医長
	略				略		
	公文書館		館長		公文書館		館長　参事
	略				略		
	東部地域振興事務所		所長　副所長　課長　課長補佐（庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。）		東部地域振興事務所		所長　副所長　課長　課長補佐（庶務に関する事務を行うもの及び庁舎管理に関する事務を行うものに限る。）
					男女共同参画センター		所長　次長
	略				略		
	総合療育センター		院長　副院長　部長（事務部、医務部、リハビリテーション部及び看護部の部長に限る。）　療法士長　看護師長		総合療育センター		院長　院長代理　副院長　事務部長　看護部長　リハビリテーション部長　看護師長
	略				略		
	中部療育園		園長　次長		中部療育園		園長　次長
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		館長				
	略				略		
	園芸試験場		場長　次長　課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）		園芸試験場		場長　次長　課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
					鳥獣対策センター		所長
	略				略		
教育委員会の事務	教育委員会事務局	本庁	次長　理事監　教育次長　参事監　課長　室長　参事　所長　教育人材開発主査　義務教育主査　高校教育主査　課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補	教育委員会の事務	教育委員会事務局	本庁	次長　理事監　教育次長　参事監　課長　室長　参事　センター長　教育人材開発主査　義務教育主査　高校教育主査　課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の

部局等			佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。）　係長（教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。）　管理主事（教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）　主事（教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。）
		略	
	略		
略			
労働委員会事務局			局長　次長　参事
略			

備考　略

部局等			課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。）　係長（教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。）　管理主事（教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）　主事（教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。）
		略	
	略		
略			
労働委員会事務局			局長　次長
略			

備考　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　　本　　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第17号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>別表（第２条関係）
１　略
２　若桜町
<table>
<tr><th>機関</th><th>職</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町長部局</td><td>課長　会計管理者　出納室長　参事官　参事　政策統轄監　課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
３～26　略
備考　略</td>
<td>別表（第２条関係）
１　略
２　若桜町
<table>
<tr><th>機関</th><th>職</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町長部局</td><td>課長　会計管理者　出納室長　参事官　参事　課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
３～26　略
備考　略</td>
</tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　略	（趣旨） 第１条　略
（用語） 第１条の２　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。	
（本州等の附属の島） 第２条　条例第２条第１号の人事委員会規則で定める本州等の附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。	（本州等の附属の島） 第２条　条例第２条第１項第１号の人事委員会規則で定める本州等の附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。
（新たに採用された職員で赴任の対象となる者） 第３条　条例第２条第４号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第５項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第１条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第１項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。	（新たに採用された職員で赴任の対象となる者） 第３条　条例第２条第１項第４号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第５項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第１条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第１項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。
（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費） 第５条　条例第３条第５項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （１）　条例第３条第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。	（旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額） 第５条

（２）　条例第３条第１項及び第２項（第１号、第２号の２及び第４号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第21条、第23条第１項及び第27条第３項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。	
２　条例第３条第５項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。	条例第３条第５項の人事委員会規則で定める金額は、次に定めるとおりとする。
（１）　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第14条第１項各号、第15条第１項各号、第16条第１項各号及び第17条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第７条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額	（１）　鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をしたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、当該額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
（２）　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条第１項並びに条例第７条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額	（２）　赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の３分の１に相当する額の範囲内の額
（３）　前２号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額	（３）　外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額
（旅費額を喪失した場合に旅費として支給する額）	（旅費額の喪失の場合に旅費として支給する額）
第６条　条例第３条第６項の人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。	第６条　条例第３条第６項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。
（１）　現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支	（１）　現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了

給することができる額	するため条例の規定により支給することができる額
（２）　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額	（２）　現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額
（旅行命令等の通知） 第７条　旅行命令権者は、旅行命令等（条例第４条第６項の規定によるものを除く。）を発し、又はその変更をした場合には、速やかに第８条第１項で定める事項を支出担当職員等に通知しなければならない。	（旅行命令簿等の提示） 第７条　旅行命令権者は、旅行命令等（条例第４条第６項の規定によるものを除く。）を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示をしなければならない。
	（口頭による旅行命令等の要件等） 第７条の２　条例第４条第６項の規定による旅行命令等（次項において「口頭による旅行命令等」という。）は、次に掲げる旅行のいずれかを行う場合に限り、旅行命令権者が用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日（次項において「用務等」という。）を明らかにすることによって、これを発し、又は変更することができるものとする。 （１）　日常の業務として行う旅行 （２）　出発から帰着までの往復の時間が概ね４時間以内である旅行（前号に掲げるものを除く。） （３）　前２号に掲げるもののほか、人事委員会が認める旅行 ２　口頭による旅行命令等を発した場合は、用務等（当該口頭による旅行命令等を変更した場合にあっては、当該変更後のもの）を記録した文書を作成し、及び保存しなければならない。
（旅行命令簿等の記載事項等） 第８条　条例第４条第４項の人事委員会規則で定める事項は、職員の所属部局課、住所又は居所、職名、氏名及び職務の級、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間、旅費の請求者、概算払及び精算払に係る支給年月日、支給額並びに旅行命令権者の職名とする。	（旅行命令簿等の記載事項） 第８条　条例第４条第７項の人事委員会規則で定める旅行命令簿等の記載事項は、次のとおりとする。 （１）　旅行者の住所、氏名、職名並びに所属の部局及び課（課に相当するものを含む。）の名称 （２）　旅行命令等を発した年月日、用務、用務地並びに旅行の方法及び期間 （３）　旅行の時間（県内以外の地域における旅行を含むものに限る。）

２　旅行命令簿等は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、及び備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載する。

（旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等の要件等）

第９条　条例第４条第６項の規定による旅行命令等（次項において「旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等」という。）は、次に掲げる旅行のいずれかを行う場合に限り、旅行命令権者が用務、用務地、旅行の方法及び旅行の年月日（次項において「用務等」という。）を明らかにすることによって、これを発し、又は変更することができるものとする。

（１）　日常の業務として行う旅行

（２）　出発から帰着までの往復の時間が概ね４時間以内である旅行（前号に掲げるものを除く。）

（３）　前２号に掲げるもののほか、人事委員会が認める旅行

２　旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等を発した場合は、用務等（当該旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等を変更した場合にあっては、当該変更後のもの）を記録した文書を作成し、及び保存しなければならない。

（旅費請求書等）

第10条　略

２　旅行命令権者及び支出担当職員等は、旅行者が前

（４）　その他任命権者が必要と認める事項

（路程の計算）

第９条　内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。

（１）　鉄道　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

（２）　水路　海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

（３）　陸路　実際の路程

２　前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

（旅費請求書等）

第10条　略

項に規定する書類（次項において「請求書」という。）を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。 ３　支出担当職員等は、旅費を支給し、又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先及び支給年月日を記載するものとする。	
（概算払に係る旅費の精算期間） 第11条　条例第13条第２項の人事委員会規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して２週間とする。	（概算払に係る旅費の精算期間） 第11条　条例第13条第２項の人事委員会規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して２週間とする。
（期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い） 第13条　条例第13条第４項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。	（期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い） 第13条　条例第13条第４項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。
（定額によるその他の交通費が支給される旅行等） 第14条　条例第17条第５号の人事委員会規則で定める旅行は、任命権者が特に次項に規定する私有自動車等により旅行を行う必要があると認めた旅行とする。	（定額による車賃が支給される旅行等） 第14条　条例第17条の人事委員会規則で定める旅行は、私有自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のうち公用の自動車以外のもので職員が使用するものをいう。以下同じ。）を利用して行う旅行で、任命権者が特に私有自動車等により旅行を行う必要があると認めたものとする。
２　条例第17条第５号の人事委員会規則で定める私有自動車等は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のうち公用の自動車以外のもので職員が使用するものをいう。	
３　第１項に規定する旅行に係るその他の交通費は、実際の路程により全路程を通算して計算する。ただし、第18条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。	２　前項に規定する旅行に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、条例第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
４　略	３　略

（宿泊に係る特別な事情） 第14条の２　条例第19条の人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。 （１）　主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されているとき。 （２）　公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定され、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき。 （３）　旅行の直前に命令がなされ、又は急な命令の変更がなされ、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき。 （４）　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。 （転居費の算定方法等） 第14条の３　条例第21条の人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 （１）　運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 （２）　旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第１号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。 ２　前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。 ３　職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前２項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。	
（第１号会計年度任用職員の費用弁償） 第16条　条例第33条第１項の人事委員会規則で定める	（第１号会計年度任用職員の費用弁償） 第16条　条例第33条第１項の人事委員会規則で定める

額は、第１号会計年度任用職員（条例第１条に規定する第１号会計年度任用職員をいう。）を行政職給料表の１級の職務にある職員とみなして条例の規定を適用した場合に算出される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当の額とする。	額は、第１号会計年度任用職員（条例第１条に規定する第１号会計年度任用職員をいう。）を行政職給料表の１級の職務にある職員とみなして条例の規定を適用した場合に算出される鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当の額とする。
（旅費の調整の基準） 第17条　略	（旅費の調整の基準） 第17条　略
（年度経過による区分） 第18条　移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。	
（給与の種類） 第19条　条例第31条の２第３項の人事委員会規則で定める給与の種類は、第13条に規定する給与とする。	

第２条　職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第３を次のように改める。

別表第１（第10条関係）

区分		添付書類
１　鉄道賃	条例第14条第１項第１号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	（１）　運賃の等級及び額を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。） （２）　その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）
	第14条第１項第２号から第６号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金及び座席指定料金にあっては、支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）
２　船賃	条例第15条第１項第１号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	（１）　運賃の等級及び額を証明するに足る資料 （２）　その支払を証明するに足る資料

	条例第15条第１項第２号から第５号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
３　航空賃	条例第16条第１項第１号に掲げる運賃	（１）　運賃の等級及び額を証明するに足る資料 （２）　その支払を証明するに足る資料
	条例第16条第１項第２号及び第３号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
４　その他の交通費		その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）
５　宿泊費		（１）　その支払を証明するに足る資料 （２）　第14条の２各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第19条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
６　包括宿泊費		（１）　その支払を証明するに足る資料 （２）　その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
７　転居費		（１）　その支払を証明するに足る資料 （２）　転居を証明する資料 （３）　同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） （４）　条例第23条第２項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
８　着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）		（１）　その支払を証明するに足る資料 （２）　第14条の２各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
９　家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）		（１）　その支払を証明するに足る資料 （２）　移転を証明する資料 （３）　同居する家族であることを証明する資料 （４）　第14条の２各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
10　条例第３条第５項に規定する旅費		（１）　損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 （２）　旅行命令等の変更、旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第５条第１項各号に掲げる場合に該当することを証明する書類
11　条例第３条第６項に規定する旅費		（１）　交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 （２）　喪失額を証明するに足る資料
12　条例第７条ただし書の規定により計算される旅費		公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に該当することを証明するに足る資料

別表第３（第17条関係）

第１　条例第31条第１項の規定を適用する場合の基準

（１）　職員が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の一部又は全部を支給しないものとする。

（２）　県の経費以外の経費又は旅費以外の県の経費から旅費に相当する経費が支給されるため、条例に定める旅費を支給する必要がない場合には、当該条例に定める旅費のうち県の経費以外の経費又は旅費以

外の県の経費から支給される旅費に相当する経費の額に相当する額を支給しないものとする。

（３）　職員が長期間の研修のため国等に派遣されている場合において、旅費以外の経費の支給を受けるため条例に定める旅費を支給する必要がないときには、当該研修に係る旅費の全額を支給しないものとする。

（４）　定期乗車券を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が行う旅行の経路に当該定期乗車券が利用できる区間が含まれており、かつ、当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金（以下この号及び次号において「旅客運賃等」という。）が条例に定める鉄道賃又はその他の交通費の額に満たない場合には、条例に定める鉄道賃又はその他の交通費の額と当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃等との差額を支給しないものとする。

（５）　回数券を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が行う旅行（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第１項若しくは県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第３条第１項に規定する週休日又は勤務時間条例第11条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次号において「週休日等」という。）に行う旅行を除く。）に当該回数券（当該旅行の日において通勤に利用しなかった枚数に相当する部分に限る。）を利用することができる場合であって、当該回数券を利用した場合の旅客運賃等の額が条例に定める鉄道賃又はその他の交通費の額に満たないときには、条例に定める鉄道賃又はその他の交通費の額と当該回数券を利用した場合の旅客運賃等の額との差額を支給しないものとする。

（６）　給与条例第10条第１項第２号に規定する自動車等を利用して通勤している職員（通勤手当を支給されるものに限る。）が私有自動車等を利用して行う旅行（在勤庁と用務地との間を往復する旅行（宿泊を伴うものを除く。）及び週休日等に行う旅行を除く。）をした場合には、当該私有自動車等の利用に係る条例に定めるその他の交通費の額のうち、人事委員会が定める額を支給しないものとする。

（７）　職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行をした場合には、宿泊手当について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

（８）　水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする外国旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにするもの（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。）をした場合には、条例第29条に定める旅費の全額を支給しないものとする。

（９）　前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例に定める旅費の額と実費の額との差額又は必要としない旅費の額を支給しないことができるものとする。

第２　条例第31条第２項の規定を適用する場合の基準

（１）　職員が長期間の研修のため国等に派遣される場合（赴任することとなる場合を除く。）において、当該派遣に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。

（２）　職員が外国旅行であって次に掲げるものにおいて、宿泊料金が条例第29条の規定により得られる宿泊費の額を超える宿泊施設を利用する場合であって、任命権者が特に必要があると認めるときは、当該条例の規定により得られる宿泊費の額を超える額であって任命権者が必要であると認める額の宿泊費を支給するものとする。

ア　主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている旅行

イ　公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定される旅行であって、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

ウ　旅行先の国内事情により、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

エ　旅行の直前に命令された旅行又は急な命令の変更がなされた旅行であって、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

オ　公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき

（３）　職員が公益的法人等派遣法第５条第１項又は第２項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。

（４）　前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例の規定による旅費の額を超える額の旅費を支給することができるものとする。

第３　条例第31条第３項の規定を適用する場合の基準

次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

ア　その他の交通費（条例第17条第５号に掲げる費用に限る。）　実費の額に相当する額

イ　宿泊手当　条例第20条の２に定める宿泊手当の定額の２分の１に相当する額

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年鳥取県条例第９号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「新条例」という。）第２条第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3　新規則第５条及び第６条の規定は、新条例第３条第５項及び第６項に規定する者が同条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第19号

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特地勤務手当に準ずる手当の月額） 第４条　条例第11条の９第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下「基準日」という。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）</u>に、別表第２の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を超えるときは、当該限度額）とする。	（特地勤務手当に準ずる手当の月額） 第４条　条例第11条の９第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（以下「準ずる手当の月額」という。）は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下「基準日」という。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第２の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を超えるときは、当該限度額）とする。
２　育児短時間勤務職員等（条例第４条の２第１項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったもの<u>（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</u>の準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率（条例第４条の２第１項に規定する算出率をいう。以下同じ。）で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。	２　育児短時間勤務職員等（条例第４条の２第１項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員であって、基準日において育児短時間勤務職員等であったものの準ずる手当の月額は、前項の規定にかかわらず、基準日に受けていた給料の月額を基準日における算出率（条例第４条の２第１項に規定する算出率をいう。以下同じ。）で除して得た額及び基準日に受けていた扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、当該限度額）とする。
３・４　略	３・４　略

（条例第11条の９第２項の人事委員会規則で定める法人） 第４条の２　条例第11条の９第２項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 （１）　国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第９条の２各号に掲げる法人 （２）　国家公務員退職手当法施行令第９条の４各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。） （３）　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人 （４）　職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第９条第５項第２号に規定する地方公社 （５）　鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第３号）第10条に規定する特定法人 （６）　前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの	
第５条　略	第５条　略
２　条例第11条の９第２項の規定により同条第１項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	２　条例第11条の９第２項の規定により同条第１項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前３年以内に条例第10条第５項に規定する国家公務員等（次項において「国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。
（１）　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用短時間勤務職員への採用」という。）をされ、準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの （２）　新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前３年以内に条例第11条の９第２項に規定する国家公務員、職員以外の地方公務員又は前条に	

改正後	改正前
規定する法人に使用されるものであった者（次項において「国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となり、又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの	
（３）　定年前再任用短時間勤務職員への採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第11条の９第２項に規定する新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの	
（４）　定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第11条の９第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの	
（５）　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの	
３　条例第11条の９第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。	３　条例第11条の９第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第１号に規定する職員　当該職員が条例の適用を受けることとなった日又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた日に準特地公署に異動したものとした場合に第３条、第４条及び第９条の規定により支給されることとなる期間及び額	（１）　国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員　当該職員が条例の適用を受けることとなった日に準特地公署に異動したものとした場合に前２条及び第９条の規定により支給されることとなる期間及び額
（２）　新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの　当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に第３条、第４条及び第９条の規定	（２）　新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの　当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に準特地公署に該当していたものとした場合に前２条及び第９条の規定により指

により指定日以降支給されることとなる期間及び額 （３）　前項第２号に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員が条例の適用を受けることとなった日又は定年前再任用短時間勤務職員への採用をされた日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に第３条、第４条及び第９条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 （４）　前項第３号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第３条及び第４条第１項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 （５）　前項第４号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第３条及び第４条第１項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額 （６）　前項第５号に規定する職員　別に人事委員会が定める期間及び額	定日以降支給されることとなる期間及び額 （３）　前項に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員が条例の適用を受けることとなった日前に準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日の当該公署に異動したものとした場合に前２条及び第９条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第２条　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年鳥取県条例第26号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第４条第１項及び第２項の規定を適用する。

２　暫定再任用職員に対する改正後の規則第４条第３項及び第４項の規定の適用については、同条第３項中「育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの」とあるのは「育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年鳥取県条例第26号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、同条第４項中「育児短時間勤務職員等であったもの」とあるのは「育児短時間勤務職員等であったもの（暫定再任用職員を除く。）」と、改正後の規則第５条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項第１号中「地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定による採用」と、「退職した日」とあるのは

「退職した日又は令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第７条第１項若しくは第３項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「「定年前再任用短時間勤務職員への採用」という」とあるのは「「暫定再任用」という」と、同項第２号から第４号まで並びに同条第３項第１号及び第３号中「定年前再任用短時間勤務職員への採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第４号及び第５号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第３条　改正後の規則第５条第２項第１号及び第２号の規定は、令和７年４月１日以後に法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第７条第１項若しくは第３項（以下この条において「法第22条の４第１項等の規定」という。）の規定による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

２　改正後の規則第５条第２項第３号の規定は、令和７年４月１日以後に法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和７年４月１日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

３　改正後の規則第５条第２項第４号の規定は、令和７年４月１日以後に法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）第11条の９第１項又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和７年４月１日以後である場合について適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第20号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（適用除外職員） 第２条　条例第９条の５第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　略 （３）　職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第８条第２項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	（適用除外職員） 第２条　条例第９条の５第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　略 （３）　職員の扶養親族たる者（条例第８条に規定する扶養親族で条例第９条第１項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
（権衡職員の範囲） 第４条　条例第９条の５第１項第２号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成２年鳥取県人事委員会規則第１号）第５条に該当する職員で、同条第３号に規定する満18歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動等（地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされた職員にあっては当該採用、公益的法人等派遣条例第２条第３項第１号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。	（権衡職員の範囲） 第４条　条例第９条の５第１項第２号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成２年鳥取県人事委員会規則第１号）第５条第２項に該当する職員で、同項第２号に規定する満18歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（条例第10条第５項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、公益的法人等派遣条例第２条第３項第１号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。
（届出）	（届出）

第５条　略	第５条　略
２　前項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。	
（確認及び決定）	（確認及び決定）
第６条　任命権者は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第９条の５第１項の職員たる要件を具備するとき（前条第２項に規定する場合に該当するときを含む。）は、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。	第６条　任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第９条の５第１項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
２・３　略	２・３　略
（家賃の算定の基準）	（家賃の算定の基準）
第７条　第５条第１項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。	第７条　第５条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
（支給の始期及び終期）	（支給の始期及び終期）
第８条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第９条の５第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第５条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	第８条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第９条の５第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第５条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
２　略	２　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　　本　　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第21号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（教育職員） 第２条　条例第16条の８第４項の人事委員会規則で定める職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。	（教育職員） 第２条　条例第16条の８第４項の人事委員会規則で定める職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。

第２条　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

教育職給料表（２）の適用を受ける者

職員の区分	職務の級／号給	１級	２級	特２級	３級	４級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	１から４まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	５から８まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	９から12まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13から16まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17から20まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21から24まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25から28まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29から32まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33から36まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37から40まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41から44まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45から48まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49から52まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53から56まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57から60まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61から64まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65から68まで	3,700	4,800	6,700	7,200	

	69から72まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73から76まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77から80まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81から84まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85から88まで	4,100	5,500	7,200	7,500	
	89から92まで	4,200	5,600	7,200	7,500	
	93から96まで	4,300	5,800	7,200	7,500	
	97から100まで	4,400	5,900	7,300		
	101から104まで	4,400	6,100			
	105から108まで	4,500	6,200			
	109から112まで	4,500	6,300			
	113から116まで	4,600	6,400			
	117から120まで	4,700	6,500			
	121から124まで	4,700	6,600			
	125から128まで	4,800	6,700			
	129から132まで		6,800			
	133から149まで		6,900			
定年前再任用短時間勤務職員		3,400	4,800	5,100	5,300	5,600

別表第２（第４条関係）

教育職給料表(１)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	１から４まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	５から８まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	９から12まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13から16まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17から20まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21から24まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25から28まで	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	29から32まで	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000
	33から36まで	2,800	3,700	5,600	6,900	8,000
	37から40まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41から44まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45から48まで	3,200	4,300	6,000	7,200	

	49から52まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53から56まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57から60まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61から64まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65から68まで	3,700	5,300	6,700	7,500	
	69から72まで	3,800	5,400	6,800	7,500	
	73から76まで	3,900	5,500	6,900	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,900		
	81から84まで	4,100	5,800	7,000		
	85から88まで	4,100	5,900	7,200		
	89から92まで	4,200	6,100	7,200		
	93から96まで	4,300	6,200	7,200		
	97から100まで	4,400	6,300	7,300		
	101から104まで	4,400	6,400			
	105から108まで	4,500	6,500			
	109から112まで	4,500	6,600			
	113から116まで	4,600	6,700			
	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	6,900			
	137から140まで	4,900	6,900			
	141から144まで	5,000				
	145から153まで	5,100				
定年前再任用短時間勤務職員		3,600	4,800	5,100	5,300	5,600

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　　本　　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第22号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成２年鳥取県人事委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（やむを得ない事情） 第２条　給与条例第10条の２第１項及び第３項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （２）～（５）　略	（やむを得ない事情） 第２条　給与条例第10条の２第１項及び第３項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （２）～（５）　略
（権衡職員の範囲） 第５条	（権衡職員の範囲等） 第５条　給与条例第10条の２第３項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者とする。
給与条例第10条の２第３項の同条第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	２　給与条例第10条の２第３項の同条第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
（１）　鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第３号）第２条第３項第１号に規定する職員派遣後職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員	（１）　次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ア　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 イ　鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第３号）第２条第

	３項第１号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと。
（２）　公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たに給与条例の適用を受けることとなった職員の当該適用（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員	（２）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
（３）　異動等に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情に準じて人事委員会の定める事情（以下単に「人事委員会の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員	（３）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情に準じて人事委員会の定める事情（以下単に「人事委員会の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
（４）　異動等に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員	（４）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生

	活することを常況とする職員
（５）　異動等に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動等の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員	（５）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第２条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
（６）　異動等に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動等の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員	（６）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
	（７）　第２号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「給与条例第10条第５項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給与条例の適用を受ける職員となったこと又は第１号アに規定する採用に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は第１号アに規定する採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
（７）　略	（８）　略
（届出）	（届出）
第７条　略	第７条　略
２　前項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合	

として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。	
（確認及び決定） 第８条　任命権者は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の２第１項又は第３項の職員たる要件を具備するとき（前条第２項に規定する場合に該当するときを含む。）は、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 ２・３　略	（確認及び決定） 第８条　任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の２第１項又は第３項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 ２・３　略
（支給の始期及び終期） 第９条　単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の２第１項又は第３項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第１項又は第３項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第７条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 ２　略	（支給の始期及び終期） 第９条　単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の２第１項又は第３項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第１項又は第３項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第７条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 ２　略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第５条第１号から第６号までの規定は、この規則の施行の日前に新たに職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

３　単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和５年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則 （施行期日）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。	１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。 （暫定再任用職員等に関する経過措置） ２　次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則第２条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第３条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）第10条の２第３項の同条第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 （１）　令和３年改正法附則第４条第１項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項、第６条第１項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項の規定による採用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第28条の２第１項の規定により退職した日（旧法第28条の３又は令和３年改正法附則第３条第５項若しくは第６項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の４第１項、第28条の５第１項、第28条の６第１項若しくは第２項又は令和３年改正法附則第４条第１項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項、第６条第１項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第７条第１項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 （２）　令和３年改正法附則第４条第２項（令和３年

	改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第３項、第６条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第３項の規定による採用（令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第28条の６第１項の規定により退職した日（新法第28条の７第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項又は令和３年改正法附則第４条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第３項、第６条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第７条第３項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 ３　令和３年改正法附則第４条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第３項、第６条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第３項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員に対する単身赴任手当の支給に関する規則第５条第２項の規定の適用については、同項第１号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第４条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第３項、第６条第２項（令和３年改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第３項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 ４　この規則の施行の日前に、改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第５条第２項第１号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第23号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成３年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第３条　略 ２・３　略 ４　次に掲げる場合には、給与条例第16条の３第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。 （１）　給与条例第16条の３第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合 （２）　給与条例第16条の３第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合	（管理職員特別勤務手当の額等） 第３条　略 ２・３　略 ４　前条に規定する職員が、給与条例第16条の３第１項の勤務に引き続いて同条第２項の勤務をした場合は、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久 美 子

鳥取県人事委員会規則第24号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）	（条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）
第１条の３　条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第１条の３　条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
（１）　１日につき２時間から４時間の範囲内で任命権者が部局又は機関ごとにあらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、休日（条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。	（１）　勤務時間は、１日につき６時間以上とすること。ただし、休日（条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。
（２）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、２時間から４時間の範囲内で任命権者が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。	（２）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する５時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
（３）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第３項に規定する単位期間をその初日から１週間ごとに区分した期間（第１条の５第１項第１号及び同項第４号において「区分期間」という。）内の１日に限り、勤務時間を第１号の規定により割り振る勤務時間未満とすることができること。	
（４）　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。	（３）　始業の時刻は午前６時30分以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
２・３　略	２・３　略
（条例第３条第４項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）	（条例第３条第４項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第１条の５　条例第３条第４項の規定に基づく週休日（条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第１条の５　条例第３条第４項の規定に基づく週休日（条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
（１）　条例第３条第１項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、区分期間につき１日を限度とすること。	（１）　条例第３条第１項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、同条第３項に規定する単位期間をその初日から１週間ごとに区分した期間（第４号において「区分期間」という。）につき１日を限度とすること。
（２）　勤務時間は、１日につき２時間から４時間の範囲内で任命権者が部局又は機関ごとにあらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、休日その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。	（２）　勤務時間は、１日につき４時間以上とすること。ただし、休日その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。
（３）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、２時間から４時間の範囲内で任命権者が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。	（３）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者が部局又は機関ごとに２時間以上４時間30分以下であらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
（４）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第１項の規定による週休日に加えて週休日を設けない区分期間内の１日については、勤務時間を第２号の規定により割り振る勤務時間未満とすることができること。	（４）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第１項の規定による週休日に加えて週休日を設けない区分期間内の１日については、勤務時間を４時間未満とすることができること。
（５）　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。	（５）　始業の時刻は午前６時30分以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
２・３　略	２・３　略
第１条の９　略	第１条の９　略
第１条の10　条例第３条第４項第３号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　単位期間中に第16条の表第３号の３に掲げる場合に該当する職員 （２）　前号に掲げる職員に相当すると人事委員会が認める職員	
（介護をする職員等でなくなった旨の届出）	（介護をする職員等でなくなった旨の届出）
第１条の11　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第１条の８第２項から前条までに規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。	第１条の10　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第１条の８第２項に掲げる職員又は前条に規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

２　略

（単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例）

第１条の12　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第３条第３項に規定する単位期間の中途に第１条の８第２項から第１条の10までに規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。

（休憩時間）

第４条　略

２　略

３　条例第６条第２項第１号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）・（２）　略

４　条例第６条第２項第２号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するため、条例第３条第２項の規定によりあらかじめ割り振られた勤務時間の始業の時刻より後に始業の時刻を設定する場合

（２）　条例第３条第３項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

（特別休暇）

第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12の２)　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であって小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

２　略

（単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例）

第１条の11　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第３条第３項に規定する単位期間の中途に第１条の８第２項に掲げる職員又は第１条の９に規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。

（休憩時間）

第４条　略

２　略

３　条例第６条第２項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）・（２）　略

（特別休暇）

第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の２　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であって小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
(12の３)　次に掲げる子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話又は次のアに掲げる子を養育する職員にあっては学校行事のうち人事委員会が定めるものへの参加若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア・イ　略	アに掲げる子のみを養育する職員にあっては一の年において10日（アに掲げる子が２人以上の場合にあっては、15日）、イに掲げる子のみを養育する職員にあっては一の年において５日（イに掲げる子が２人以上の場合にあっては、10日）、アに掲げる子及びイに掲げる子を養育する職員にあっては一の年において15日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(12の３)　次に掲げる子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア・イ　略	一の年において５日（左欄に掲げる子が２人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(12の４)　配偶者又は２親等以内の親族（前号ア又はイに掲げる子を除く。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその者の世話を行うことをいう。）を行う職員が当該看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		
(12の５)　略		(12)の４　略	

<table>
<tr><td>

略	
(15)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から10月までの期間内における、週休日、条例第10条の２第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間
略	

（介護時間）
第17条の３　略

（子育て部分休暇）
第17条の４　条例第17条第１項第３号の人事委員会規則で定める子は学校教育法（昭和22年法律第26号）による義務教育学校、特別支援学校（同法第76条第１項に規定する中学部に限る。）又は中等教育学校の前期課程の修了前の子とする。

</td><td>

略	
(15)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から９月までの期間内における、週休日、条例第10条の２第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間
略	

（介護時間）
第17条の３　略

</td></tr>
</table>

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）
第２条　県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等） 第１条の３　条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）　１日につき２時間から４時間の範囲内で市町村教育委員会が学校ごとにあらかじめ定める時間	（条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等） 第１条の３　条例第３条第３項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）　勤務時間は、１日につき６時間以上とすること。ただし、休日（条例第９条に規定する祝日法

以上の勤務時間を割り振ること。ただし、休日（条例第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。	による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。
（２）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、２時間から４時間の範囲内で市町村教育委員会が学校ごとにあらかじめ定める連続する時間は、学校に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。	（２）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、市町村教育委員会が学校ごとにあらかじめ定める連続する５時間は、当該学校に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
（３）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第３項に規定する単位期間をその初日から１週間ごとに区分した期間（第１条の５第１項第１号及び同項第４号において「区分期間」という。）内の１日に限り、勤務時間を第１号の規定により割り振る勤務時間未満とすることができること。	
（４）　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。	（３）　始業の時刻は午前６時30分以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
２・３　略	２・３　略
（条例第３条第４項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）	（条例第３条第４項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）
第１条の５　条例第３条第４項の規定に基づく週休日（条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第１条の５　条例第３条第４項の規定に基づく週休日（条例第３条第１項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
（１）　条例第３条第１項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、区分期間につき１日を限度とすること。	（１）　条例第３条第１項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、同条第３項に規定する単位期間をその初日から１週間ごとに区分した期間（第４号において「区分期間」という。）につき１日を限度とすること。
（２）　勤務時間は、１日につき２時間から４時間の範囲内で市町村教育委員会が学校ごとにあらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、休日その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。	（２）　勤務時間は、１日につき４時間以上とすること。ただし、休日その他人事委員会の定める日については、７時間45分とすること。
（３）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、２時間から４時間の範囲内で市町村教育委員会が学校ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該学校に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。	（３）　月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時までの時間帯において、休憩時間を除き、市町村教育委員会が学校ごとに２時間以上４時間30分以下であらかじめ定める連続する時間は、当該学校に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
（４）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第１項の規定による週休日に加えて週休日を設けない	（４）　前２号の規定にかかわらず、条例第３条第１項の規定による週休日に加えて週休日を設けない

区分期間内の１日については、勤務時間を第２号により割り振る勤務時間未満とすることができること。	区分期間内の１日については、勤務時間を４時間未満とすることができること。
（５）　始業の時刻は午前５時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。	（５）　始業の時刻は午前６時30分以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
２・３　略	２・３　略
第１条の９　略	第１条の９　略
第１条の10　条例第３条第４項第３号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
（１）　単位期間中に第15条の表第３号の３に掲げる場合に該当する職員	
（２）　前号に掲げる職員に相当すると人事委員会が認める職員	
（介護をする職員等でなくなった旨の届出）	（介護をする職員等でなくなった旨の届出）
第１条の11　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第１条の８第２項から前条までに規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。	第１条の10　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第１条の８第２項に掲げる職員又は前条に規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。
２　略	２　略
（単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例）	（単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例）
第１条の12　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第３条第３項に規定する単位期間の中途に第１条の８第２項から第１条の10までに規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。	第１条の11　第１条の６第３項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第３条第３項に規定する単位期間の中途に第１条の８第２項に掲げる職員又は第１条の９に規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。
（休憩時間）	（休憩時間）
第４条　略	第４条　略
２　略	２　略
３　条例第６条第２項第１号の人事委員会規則で定める場合は、市町村教育委員会が職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認める場合で、休憩時間を一斉に与えないことが休憩時間の自由な利用を妨げず、かつ、職員に著しい負担を与えるものでないと認めるときとする。	３　条例第６条第２項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、市町村教育委員会が職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると認める場合で、休憩時間を一斉に与えないことが休憩時間の自由な利用を妨げず、かつ、職員に著しい負担を与えるものでないと認めるときとする。
４　条例第６条第２項第２号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	

（１）　勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するため、条例第３条第２項の規定によりあらかじめ割り振られた勤務時間の始業の時刻より後に始業の時刻を設定する場合
（２）　第３条第３項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

（特別休暇）
第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12の２)　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であって小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(12の３)　次に掲げる子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話又は次のアに掲げる子を養育する職員にあっては学校行事のうち人事委員会が定めるものへの参加若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに	アに掲げる子のみを養育する職員にあっては一の年において10日（アに掲げる子が２人以上の場合にあっては、15日）、イに掲げる子のみを養育する職員にあっては一の年において５日（イに掲げる子が２人

（特別休暇）
第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(12)の２　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であって小学校就学の始期に達するまでのもの（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(12の３)　次に掲げる子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日（左欄に掲げる子が２人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うことをいう。）のため、又はその子に児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア・イ　略	以上の場合にあっては、10日）、アに掲げる子及びイに掲げる子を養育する職員にあっては一の年において15日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	ア・イ　略	
(12の４)　配偶者又は２親等以内の親族（前号ア又はイに掲げる子を除く。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその者の世話を行うことをいう。）を行う職員が当該看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		
(12の５)　略		(12)の４　略	
略		略	
(15)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から10月までの期間内における、週休日、条例第８条の２第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間	(15)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から９月までの期間内における、週休日、条例第８条の２第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間

改正後	改正前
略	略
（介護時間） 第16条の３　略	（介護時間） 第16条の３　略
（子育て部分休暇） 第16条の４　条例第15条第１項第３号の人事委員会規則で定める子は学校教育法（昭和22年法律第26号）による義務教育学校、特別支援学校（同法第76条第１項に規定する中学部に限る。）又は中等教育学校の前期課程の修了前の子とする。	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年鳥取県条例第12号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「改正条例施行日」という。）以後の日を深夜勤務及び時間外勤務の制限の開始の日とする改正条例第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第２項及び改正条例第２条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする者は、改正条例施行日前においても、これらの規定による請求を行うことができる。

3　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に承認された第１条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第12号の３の休暇については、第１条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第12号の３の休暇として承認されたものとみなす。

4　施行日前に承認された第２条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第12号の３の休暇については、第２条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第12号の３の休暇として承認されたものとみなす。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

鳥取県人事委員会委員長　中　本　久美子

鳥取県人事委員会規則第25号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第２条、第３条関係） 支給地域／級地 略 人事院規則の級地が５級地である地域のうち人事委員会が定めるもの／５級地	別表（第２条、第３条関係） 支給地域／級地 略 人事院規則の級地が５級地である地域のうち人事委員会が定めるもの／５級地 **人事院規則の級地が６級地である地域のうち人事委員会が定めるもの／６級地** **人事院規則の級地が７級地である地域のうち人事委員会が定めるもの／７級地**

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和10年３月31日までの間における地域手当）

２　令和10年３月31日までの間における職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）第９条の２第１項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当に関する規則第２条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。

３　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和６年鳥取県条例第47号）附則第11項の人事委員会規則で定める級地の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

（１）　20パーセント級地　100分の20

（２）　16パーセント級地　100分の16

（３）　15パーセント級地　100分の15

（４）　14パーセント級地　100分の14

（５）　13パーセント級地　100分の13

（６）　12パーセント級地　100分の12

（７）　11パーセント級地　100分の11

（８）　10パーセント級地　100分の10

（９）　９パーセント級地　100分の９

(10)　８パーセント級地　100分の８

(11)　７パーセント級地　100分の７

(12)　６パーセント級地　100分の６

(13)　５パーセント級地　100分の５

(14)　４パーセント級地　100分の４

(15)　３パーセント級地　100分の３

(16)　２パーセント級地　100分の２

(17)　１パーセント級地　100分の１

附則別表（附則第２項関係）

支給地域	級地
東京都特別区	20パーセント級地
大阪府大阪市及び人事院規則９－49－57（人事院規則９－49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則別表第１の級地の欄に掲げる級地（以下「人事院規則附則別表の級地」という。）が16パーセント級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	16パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が15パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	15パーセント級地
愛知県名古屋市及び人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地（同市を除く。）である地域のうち人事委員会が定めるもの	14パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	13パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が12パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	12パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が11パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	11パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が10パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	10パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が９パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	９パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が８パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	８パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が７パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	７パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が６パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	６パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が５パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	５パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が４パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	４パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が３パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	３パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が２パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	２パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が１パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	１パーセント級地